

ネイチャーポジティブ戦略が 社会経済活動の変革をもたらす

地球環境戦略研究機関（IGES）理事長

武内和彦
たけうち かずひこ



**昆明・モントリオール生物多様性
枠組（GBF）とネイチャーポジティブ**

2022年末にモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2010年に名古屋で開催された第10回締約国会議（CBD-COP10）で採択された2050年までに「自然と共生する世界」の実現を目指すとする愛知目標の長期ビジョンを堅持するとともに、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を食い止め、反転させるための緊急の行動をとる」という短期のミッションを新たに採択した。このミッションが、「ネイチャーポジティブ」というインパクトのある用語で、生物多様性を専門としない人々を含め、広く社会に知られるようになったのである。生物多様性分野におけるネイチャーポジティブの提唱は、議論が先行していた気候変動

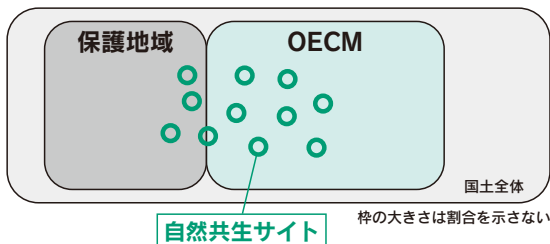
分野における2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指す、いわゆる「ネットゼロ」の長期ビジョンと対で語られることが多くなり、これまで認知度の低かった生物多様性分野の重要性に関する社会の関心を高めることに大きく貢献した。また、2050年までの「ネットゼロ」と、2030年までの「ネイチャーポジティブ」の実現は、達成の目標年は大きく違っているが、両者を対比的に位置付けるという大きな流れを生みだし、気候変動と生物多様性分野の統合的な解決を目指すべきだと主張する最近の国際環境分野での新たな展開とも合致するものとなった。また、これまで両分野における対策を個別に講じてきた、行政や企業での取り組みの統合にもつながっている。

ネイチャーポジティブへの移行と 経済界の役割

しかし、2030年までにネイチャーポジティブの提唱は、議論が先行していた気候変動分野における2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指す、いわゆる「ネットゼロ」の長期ビジョンと対で語られることが多くなり、これまで認知度の低かった生物多様性分野の重要性に関する社会の関心を高めることに大きく貢献した。また、2050年までの「ネットゼロ」と、2030年までの「ネイチャーポジティブ」の実現は、達成の目標年は大きく違っているが、両者を対比的に位置付けるという大きな流れを生みだし、気候変動と生物多様性分野の統合的な解決を目指すべきだと主張する最近の国際環境分野での新たな展開とも合致するものとなった。また、これまで両分野における対策を個別に講じてきた、行政や企業での取り組みの統合にもつながっている。

立に向けた提言」を公表した。この提言では、ネイチャーポジティブ経済への移行が新たなビジネス機会をもたらす、成長の実現につながる」と主張している。また、国際的な最近の動向に呼応して、生物多様性・自然資本保全と気候変動対策等のシナジーが期待できる統合的取り組みの重要性が、植林と森林再生活動、バイオマス資源の活用など、具体的な取り組み事例を交えつつ、提言で強調されている。また同協議会が、IGESに委託して行った「企業の生物多様性への取組に関するアンケート」（2024年度調査では、従来、気候変動に対して生物多様性への取り組みが遅れていること、別々に対応していると回答した企業が依然として多数であったものが、減少する傾向にあり、さらに、気候関連財務

図表 保護地域・OECMと自然共生サイト



OECM：保護地域以外で生物多様性保全に資する区域

出所：環境省

情報開示タスクフォース（TCFD）と自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の統合報告など、企業の気候変動と生物多様性への統合的な取り組みについても増加傾向にあることも明らかとなった。

このアンケート結果の要点は、以下のよう

にまとめられる。まず、経営における生物多様性の主流化に関しては、生物多様性が経営課題になりつつある、生物多様性に関する情報開示を行う企業は少しずつ増えている、といった傾向が見られる。次に、昆明・モントリオール生物多様性枠組への貢献に関しては、各社の多様な取り組みがあり、産業部門の特性に応じてGBFの23個のターゲットのいずれかに対応付けることで、具体的にどのよう

に貢献しているのかが明確になりつつある。また、TNFD情報開示に向けては、LEAP（Locate：場所の特定、Evaluate：依存・影響評価、Assess：リスク・機会評価、Prepare：準備・対応）の実施が急速に進んでいて、これに着手した企業はアンケートに回答した企業の半数を超えていた。さらに生物多様性への取り組みの動機で最も多いのは、国際・国内の規範や社会的関心であるが、それに次いで経営理念主導の取り組みも多いことが分かった。

さて、愛知目標では、数値目標として、2020年までに、陸域および内陸水域の17%、また沿岸域および海域の10%を掲げた。その当時わが国は、陸域では20・3%とすでに愛

知目標を上回っていたが、奄美や沖縄で国立公園を新規指定し、20・5%へと微増させた。この二つの国立公園は、ユネスコによる奄美・沖縄世界自然遺産の新規指定につながった。一方、海域については、8・3%と愛知目標を下回っていたが、「沖合海底自然環境保全地域」という新たな制度を創設し、伊豆小笠原海溝を含む四つの海嶺・海溝地域の指定で、13・3%としたのである。しかし、2023昆明・モントリオール新生物多様性目標では、陸域、海域とも30%以上を保全するという30by30目標となり、その達成に向けて根本的な政策の転換を迫られるようになった。

そこで重要視されるようになったのが、従来の保護地域を補う「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」（英語略称OECM）における自然環境保全活動の重視である。現在、環境省は、保護地域とOECMの両方で、「自然共生サイト」と呼ばれる「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を認定するわが国独自の取り組みを進めている（図表参照）。ここで重要となるのが、国立公園などの自然保護地域にあわせ、農林水産業や企業によって維持管理されている陸域・水域での保全活動である。これらの地域では、経済活動と保全活動の両立が求められており、すでに企業を中心に数多くの自然共生サイト登録への申請があり、急速に認定が進んでいる。こうした取り組みは、これまで行政が主に担ってきた自然保護・再生事業の担い手を民間にも広げ、わが国の自然環境保全行政の発展に大きく貢献することになろう。